

令和4年（行コ）第290号 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件

控訴人

被控訴人 国

控訴第1準備書面

令和5年3月13日

東京高等裁判所第7民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 指 宿 昭 一

同 明 石 順 平

労災認定基準への該当性について、以下述べる。訴状第5の2項で記載した内容を補充する形となる。今回新たに付加した部分については判別しやすいよう下線を引いた。

第1 はじめに

亡AがB宅で勤務したのは平成27年5月20日～26日の6日間である。この6日間において、亡Aは後述するとおり極めて大きな精神的負担を伴う24時間の長時間対応を余儀なくされたことにより、本件疾病を発症し、死亡した（以下、この6日間の勤務を「本件対象業務」という。）。

本件対象業務は、原判決別紙の平成13年12月12日付基発第1063号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」の3枚目（2）の「短期間の過重業務」に該当する（以下、基発第1063号における「短期間の過重業務」の認定基準を、以下「本件基準」という。）。

なお、本件基準の評価期間は発症前おおむね1週間であり、本件業務の期間とほぼ同じである。以下、本件基準への該当性について詳述する。

第2 本件基準への該当性

0 はじめに

本件基準は、下記のとおり述べている。

「特に過重な業務に就労したと認められるか否かについては、業務量、業務内容、作業環境等を考慮し、同僚労働者又は同種労働者（以下「同僚等」という。）にとっても、特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断すること。

ここでいう同僚等とは、当該労働者と同程度の年齢、経験等を有する健康な状態にある者のほか、基礎疾患を有していたとしても日常業務を支障なく遂行できる者をいう。」

これを本件についてみると、亡Aは昭和21年12月16日生まれであり、死亡した平成27年5月27日当時は68歳であった。そして、別の時期にB宅へ家政婦として派遣されていたC氏は、亡Aと1歳しか違わない昭和22年生まれであり、介護ヘルパーを兼ねていた点も亡Aと同じである（甲11）。

したがって、本件においては、甲11のC氏の聴取書を中心に、同氏にとってもB宅での業務が特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否か、という観点から、客観的かつ総合的に判断することとなる。

1 労働時間

亡Aの業務は住込みの介護・家政婦業務である。求人票兼労働条件通知書（甲7）には、休憩時間が0時～5時と記載されており、それ以外は何も書かれていない。つまり、少なくとも0時～5時以外は、休むことが想定されていない。そして、下記に述べるとおり、0時～5時の間も、労働から解放されることは無く、睡眠のため横になることが可能な時間は最大でも4時間に満たない程度しかなかった。

亡Aと時期は異なるが同じB宅で勤務したC氏は「ヘルパーには部屋は与えられないので、仕事がない時間は台所にいました。仕事の合間にも、5、6時間は台所の椅子に座っていました。私が寝るのはBさんの部屋で、ベッドの脇に布団を敷いていました。就寝時間もきちんと決められていません。夜間のおむつ替えや、翌朝4時台に起きることを考えると、Bさんの就寝準備をした後すぐにでも寝た

いのですが、息子さんが B さんの傍に付いて寝かしつけに時間をかけるので、私はずっと台所で待つしかなく、なかなか寝られません。また、夜寝ていると、B さんのことが気になるのか、息子さんが入ってくることもありましたが、仕事を言いつけられるわけではありませんが、やはり落ち着いて寝られませんでした。」と述べている（甲 1 1）。すなわち、睡眠時間も実質的にほぼ取れていない。

また、C 氏は「自費サービスの仕事では、おむつ交換が 2 時間おきにあり、昼間 8 回、夜 2 回でした。夜のおむつ交換は 0 時 3 0 分から 1 時の間に 1 回と、4 時から 5 時の間に 1 回でした。排便コントロールのために薬を使っていましたが、長年の投薬による耐性ができているので、薬の量を調整しないといけません。でもこれも息子さんが勝手に量を変えてしまうため、定期的に失禁します。失禁した時はパジャマもシーツも全取り替えになります。」と述べている。2 時間おきにおむつ替えがある上、定期的に失禁もするのだから、労働から解放される間が無い。なお、C 氏はおむつ交換を「自費サービスの仕事」（つまり介護保険適用部分ではない）と解釈しているが、これは勘違いであると思われる。なぜなら、ホームヘルパー業務指示書（甲 1 3）には、「身体介護」の欄に「オムツ交換」と明記されているからである。

さらに、C 氏は「B さんのお宅は息子さんの指示が非常に強かったです。介護の仕事についても、私たちは資格も持っているし、経験もあるのに、息子さんが「ああしろ、こうしろ」と口を出してきます。例えばおむつ替えも、ヘルパーは、より清潔に効率よくできるように講習を受けているのに息子さんが傍で見ている「そんなやり方はだめだ」と言って文句をつけてくる。介護食を作っても息子さんが後から手を加えたりする。」と述べている（甲 1 1）。そして、「息子さんは普段は 2 階で仕事をしていて、気が向くと階下に降りてきます」と言うのである。

以上より、B 宅に派遣された家政婦は、ろくに睡眠時間も取れない上に、2 時間おきのおむつ替え、定期的な失禁にも対応しなければならず、業務の合間にも、口うるさい B の息子から何か指示を受ける状態であったということである。すなわち、**事実上 24 時間労働であり、労働から解放されることが無い**。亡 A はこれを 6 日間連続でこなしたことになる。

特に、就寝環境を重視すべきである。B 宅に派遣された家政婦は、B と同じ部屋

で就寝しなければならないが、息子が B に添い寝して寝かしつけをするため、それが終わるまで台所で待っていなければならない。

ここで、C氏によれば、「夜のおむつ交換は0時30分から1時の間に1回」と決まっていたから、息子の寝かしつけが始まるのは、このオムツ交換後である。寝かしつけにどれくらいかかっていたのか不明であるが、1時は超過していたと思われる。そして、C氏が「朝4時30分から5時の間に起床」と述べていることから、睡眠のため横になることが可能な時間は、多く見積もっても4時間を超えることは無かった、とみるべきである。

さらに、眠りについたらとしても、Bのことが気になる息子が部屋に突然入ってくることもあり、そこで起こされてしまう。

そうすると、実際の睡眠時間は、4時間を下回り、2～3時間程度しかなかったのではないと思われる。仮に睡眠をとれたとしても、息子がいつ入ってくるのか分からないのであるから、深い眠りは取れないであろう。したがって、B宅の家政婦は、極めて短く、かつ浅い睡眠しか取れない状況にあった。

2 不規則な勤務

本件基準は、「不規則な勤務については、予定された業務スケジュールの変更の頻度・程度、事前の通知状況、予測の度合、業務内容の変更の程度等の観点から検討し、評価すること」としている。

これを本件についてみると、Bは寝たきりで認知症もあり、介護レベルが最も重い要介護5であった（甲12）。そして、C氏はこう述べている（甲11）。

「Bさんの自宅は息子さんがいて、実際の指示は息子さんから出ていました。この息子さんが、一方的に命令する、話し合いが全くできない人で、ヘルパーはみんな苦勞していました。介護の仕事は、大まかなプランがあっても、例えば利用者の体調によってずれることも多いです。その上、Bさんの自宅では、息子さんが間に入ってきては口を出すので、時間帯も、作業にかかる時間も、指示書のとおりにはできたことは1日もありませんでした。」

このように、B宅での勤務は、業務遂行についてB本人の体調や息子の口出しのせいで計画通りにできたことはなかった。したがって、スケジュール変更は常態化しており、事前の通知も無く、予測も不可能であったというべきであるから、

極めて不規則であったと言える。

3 拘束時間の長い勤務

本件基準は、「拘束時間の長い勤務については、拘束時間数、実労働時間数、労働密度（実作業時間と手待時間との割合等）、業務内容、休憩・仮眠時間数、休憩・仮眠施設の状況（広さ、空調、騒音等）等の観点から検討し、評価すること」としている。

本件は住み込み勤務であるから、拘束時間は24時間である。

実労働時間について、C氏によれば、仕事の合間に5、6時間は台所に椅子に座っていたこと、これに加え、前述のとおり、夜の睡眠時間が最大限多く見積もっても4時間程度であることから、差し引き14時間が実労働時間と言い得る。

しかしながら、C氏によると

- ・睡眠中も息子が部屋に入ってくる
- ・台所に座っている間も、ふすまを開けて隣の部屋で寝ているBの異変に気付けるようにしていた
- ・気が向くと息子が2階から降りてくる

というのであるから、実労働時間と手待ち時間の境界が極めて曖昧であり、厳密にその割合を出すことは不可能である。

休憩・仮眠時間数については上述のとおり合わせて最大10時間程度であるが、完全に労働から解放されていたとは到底言えない。

休憩・仮眠施設の状況について、家政婦用の部屋は与えられておらず、空き時間は台所に座らされているだけであり、寝室はBと同じ部屋、というのであるから、肉体的・精神的にリラックスできる状況ではなかった。

以上のとおりであるから、極めて過酷な拘束時間の長い勤務であったと言える。

4 深夜勤務

本件基準は「交替制勤務・深夜勤務については、勤務シフトの変更の度合、勤務と次の勤務までの時間、交替制勤務における深夜時間帯の頻度等の観点から検討し、評価すること」としている。

本件は交替要因はおらず、昼も夜も亡Aが勤務していた上、勤務と次の勤務までの時間は、最大でも4時間程度しかなかった。

5 精神的緊張を伴う業務

本件基準は、「精神的緊張を伴う業務については、別紙の「精神的緊張を伴う業務」に掲げられている具体的業務又は出来事に該当するものがある場合には、負荷の程度を評価する視点により検討し、評価すること。

また、精神的緊張と脳・心疾患の発症との関連性については、医学的に十分な説明がなされていないこと、精神的緊張は業務以外にも多く存在すること等から、精神的緊張の程度が特に著しいと認められるものについて評価すること」

としている。そして上記に言う「別紙」とは下記表のことである（原判決末尾にも同内容の表が引用されている）。

表2 精神的緊張を伴う業務

日常的に精神的緊張を伴う業務	具体的業務	負荷の程度を評価する視点	
	常に自分あるいは他人の生命、財産が脅かされる危険性を有する業務	危険回避責任がある業務	危険性の度合、業務量(労働時間、労働密度)、就労期間、経験、適応能力、会社の支援、予想される被害の程度等
人命や人の一生を左右しかねない重大な判断や処置が求められる業務	極めて危険な物質を取り扱う業務		
会社に多大な損失をもたらし得るような重大な責任のある業務			
過大なノルマがある業務	ノルマの内容、困難性・強制制、ペナルティの有無等	業務量(労働時間、労働密度)、就労期間、経験、適応能力、会社の支援等	
決められた時間(納期等)どおりに遂行しなければならぬような困難な業務	阻害要因の大きさ、達成の困難性、ペナルティの有無、納期等の変更の可能性等		
顧客との大きなトラブルや複雑な労使紛争の処理等を担当する業務	顧客の位置づけ、損害の程度、労使紛争の解決の困難性等		
周囲の理解や支援のない状況下での困難な業務	業務の困難度、社内での立場等		
複雑困難な新規事業、会社の建て直しを担当する業務	プロジェクト内での立場、実行の困難性等		

C氏によれば、Bは両足つま先が尖っている「尖骨」の病気で、立たせることができないために寝たきりであった上、認知症の症状もあった。そのため、目を離すことができず、仕事の合間に台所に座っている際も、ふすまを開けて隣の部屋にいるBの様子を見ていなければならなかった。ホームヘルパー業務指示書(甲

1 3) 記載の身体介護業務を行う際も、B 本人が自立できない上に認知症かつ介護拒否があるので、非常に神経を使う必要があったものと思われる。これは、上記表のうち、「常に自分あるいは他人の生命、財産が脅かされる危険性を有する業務」「危険回避責任がある業務」「人命や人の一生を左右しかねない重大な判断や処置が求められる業務」に該当または類似する。

そして、ここまで述べてきたとおり、24時間ほぼ休みがなく、かつ、後述するとおり、B 本人と息子からパワーハラスメントを受ける状況で、たった1人で業務をこなさなければならなかったのだから、労働密度は非常に濃く、負荷は著しかったと言える。

また、C氏はこう述べている。

「Bさんは認知症のために介護忌避が強く、大声で「ばかやろう、くろんぼ、でていけ」とヘルパーへの悪口雑言が凄まじく、食事介助は息子さんがやっていました。」

「息子さんはヘルパーが気に入らないとすぐに「おまえなんかクビだ、帰れ」と言います。「じゃあ帰ります」と言って皆辞めていくので、私が休みの間に引継ぎしたはずの人が4、5人入れ替わって別の人になっていたこともあったし、12日間で7人替わったという話も聞きました。」

Bの息子については、ケアマネジャーのD氏も「B様のお宅では、同居の息子さんがヘルパーのやることに口を出してくるので、ヘルパーは計画通りの介護ができないという問題がありました。これは面談した家政婦が口々に訴えていたことです。家政婦としての契約があるため、ヘルパーは介護方法も実施時間も息子さんからの指示を断れません。」と述べている（甲12）。

これらのB及びその息子の行為は、明白なパワーハラスメントである。しかも、わずか12日間で7人も替わることがあったというのだから、尋常ではない。

このように、B自身が要介護5の認知症患者であり、介護忌避もあって扱いづらい利用者であった上に、その息子もヘルパーを次々に辞めさせるような問題のある人物であった。B宅での業務は、24時間労働から解放されることが無く、睡眠もほぼ取れなかった上に、2人から過酷なパワーハラスメントを受け続けるという地獄のような労働環境であったと言える。

また、C氏によれば、Bの息子に指示されたとおりの時間に業務を遂行しなければならなかった上、ケアマネージャーにこの状況を訴えても、改善されることは無く、孤立無援であった。

これは、上記表の「決められた時間（納期）どおりに遂行しなければならないような困難な業務」「顧客との大きなトラブルや複雑な労使紛争の処理等を担当する業務」「周囲の理解や支援の無い状況下での困難な業務」に該当または類似する。

そして、この労働密度が濃い状況下において、C氏はBやその息子に逆らえない立場であり、理不尽なことでも耐えるしかなかった。したがって、この観点からも、負荷は著しかったと言える。

以上より、本件業務は、著しい精神的緊張を伴う業務であったというべきである。

6 まとめ

1～5で述べたところからすれば、本件業務は、同種労働者であるC氏にとっても特に過重な身体的、精神的負荷があったと言え、本件基準を満たすものであるから、「短期間の過重業務」に該当する。

なお、因果関係について念のため付言すると、原審第6準備書面で詳細に主張したとおり、亡Aの死亡とサウナ利用には因果関係が無い。

端的に言えば、重症の心不全患者に対し、60度のサウナで和温療法が実施されているところ（乙32）、亡Aが利用したのは、わずか44度に過ぎない「低温サウナ」であるから（甲20）、これで急性心筋梗塞になることはあり得ないからである。

以上